

2025 年 9 月 10 日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等
に関する意見について

2025 年 8 月 15 日付で意見募集のあった『「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等』に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見

項番	内容
1	1. 意見 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について」の別添新旧対照表中、新欄の第1 2 (2) のただし書、また書およびなお書は、③の次に記載する方法としてはいかがでしょうか。 <例> (2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。 ①給付設計の変更によって、次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る通常予測給付現価が減少する場合 イ 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。） ②・③（略） ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のイに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のアに該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。また、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、①のアに該当する場合であって、その該当する加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある場合は、①のアに該当する各加入者の給付の名目額（基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。）が増加する給付設計の変更であり、かつ、①のイに該当しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けるときは、あらかじめ当該労働組合の同意を得ることにより給付の額の減額として取り扱わないものとすることができること（実施事業所が2以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとする）。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。 2. 理由 従来から、(2) の柱書の「次のいずれか」から①②③までの間が、長いただし書となお書で分断されており「次のいずれか」やただし書やまた書の「①のア」「①のイ」が何を指すのかわかりづらいと思われます。 意見募集案では、このただし書となお書きの間に長いまた書を追加するので、さらにわかりづらくなるのが懸念されます。 意見募集案のただし書、また書およびなお書を③の次に記載することで、「次のいずれか」が明確になり、ただし書やまた書の「①のア」「①のイ」が何を指すのかわかりやすくなると思われます。